

令和5年度出水高等学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

【いじめ防止基本方針目標】

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。【いじめ防止対策推進法15条より】

【保護者との連携】

- 学級PTA、学年PTAPTA総会を活用して、学校のいじめ防止基本方針の周知
- 担任を中心とする保護者との綿密な情報交換と信頼関係の構築

【いじめ防止対策委員会】

- 【目的】
いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見する。いじめに関する事案に対処し、学校組織としてその解決を図る。
- 【組織構成】
管理職、生徒指導主任、保健主任、教務主任、学年主任、養護教諭、生活指導係、教育相談係、また必要に応じて他の教職員・スクールカウンセラーも参加できる
- 【内容】
- 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の実施
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及びその共有化
 - いじめの疑いに関する情報があったときの関係生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

【関係機関等との連携】

- I 県教育委員会（高校教育課）との連携
(1) 指導主事の派遣及び助言
(2) いじめ問題対応チームの派遣及び助言
(3) 研修等への講師派遣
- II 関係機関（警察、児童相談所、医療機関、市こども課、法務局）との連携
- III 教育相談係・学校適応委員会から医療機関などの専門機関への相談

【学校の取り組み】

I いじめの未然防止	II いじめの早期発見	III いじめへの早期対応
<p>1 教職員の取組</p> <p>(1) いじめに適切に対応する組織の整備</p> <p>(2) いじめに対する事例研修等を行い、いじめに対する認識や対応について共通理解を図る</p> <p>(3) いじめをしない・させない・傍観しない教育の実践</p> <p>(4) 生徒に対して積極的に声掛けを行うなど、コミュニケーションを積極的に図ることにより、生徒が相談しやすい人間環境作りを努める</p> <p>(5) 年に2回の統一LHRを実施し、他者理解、ネットいじめ等を取り上げる</p> <p>(6) 外部指導者による情報モラルについての講演等を実施し、SNSを通じたいじめ防止を図る</p> <p>2 生徒の取組</p> <p>(1) いじめに対する認識を高め、いじめをしない・させない・傍観しない等の行動を実践できる雰囲気作りをする</p> <p>(2) 年に2回の統一LHRを通じて、他者理解、ネットいじめ等を学び、いじめを生まない学級作りを大切さを学ぶ</p> <p>(3) 情報モラル講演等を通じて、ネットいじめの危険性を学ぶ</p>	<p>1 教職員の取組</p> <p>(1) 学校生活における生徒の様子を、チェックリスト等の活用で観察を行い変化を見逃さない</p> <p>(2) 生活指導係会や学校適応委員会など、生徒の学校生活に関する情報交換を定期的の実施</p> <p>(3) いじめアンケートや教育相談，“学校たのしいーと”の定期的な実施</p> <p>(4) 教育相談等を活用し、生徒の声を広く拾い上げられる体制作り</p> <p>2 生徒の取組</p> <p>(1) いじめを受けたら一人で抱え込まずすぐに周囲に相談をする</p> <p>(2) 友人同士の遊びや悪ふざけの中においても、いじめと感じる状況を見かけたらやめさせると共に、教職員や大人に報告をする</p> <p>3 保護者の取組</p> <p>(1) 子どもの様子に変化が見られる場合は、積極的に声掛けをする</p>	<p>1 教職員の取組</p> <p>(1) いじめと疑われるような行為を発見した場合にはすぐにやめさせる</p> <p>(2) いじめの報告や相談を受けた場合には真摯に傾聴し、対象生徒や情報提供者の安全確保を行う</p> <p>(3) いじめの報告や相談を受けた教職員は一人で抱え込まずに、関係者に報告をし、事実確認や事態解決に向けての対応を行う</p> <p>2 生徒の取組</p> <p>(1) いじめを見たり・聞いたりした時には、早期に周囲の教職員や大人に相談や報告をして早期の対応をする</p> <p>(2) ネット上の書き込みに対しては印刷や映像を記録しておくなど、説明できる情報を残しておく</p> <p>3 保護者の取組</p> <p>いじめの訴えを受けたり・聞いたりした時には、早期に学校に相談や報告をして早期の対応をするとともに子どもの安全を守る</p>

【いじめ防止年間計画】

	生徒の活動	職員の活動	検証
4月	○ 全学年統一LHRで「いじめ問題」を学ぶ ○ 教育相談①	○ 職員の「いじめ」に対する共通理解を図る ○ 中学校との情報交換（生徒情報の収集・明確化） ○ 教育相談の実施	○ 年間活動計画の検討 ○ 教育相談のまとめと関係者へのフィードバック
5月	○ スクールカウンセラー(SC)によるカウンセリング① ○ いじめ実態調査①（学校たのしいーと） ○ いじめ実態調査②（SNSチェックシート）	○ 職員会議で「要観察生徒」の確認 ○ 保護者に対し、PTA総会資料や安心メールにて、いじめを含むネットトラブルに関する情報提供、また、フィルタリングと家庭内ルールの設定の呼びかけ ○ 不適応状況にある生徒の把握	○ 学校楽しいーとの分析と共通理解 ○ SNSチェックシートの分析と共通理解
6月	○ SCによるカウンセリング②③ ○ 情報モラルについて学ぶ（講演会）	○ 専門家による情報モラル講演会の開催	○ SCと教育相談係との協議
7月	○ 3年LHRにおいて「職業差別」について学ぶ ○ いじめ実態調査③（アンケート） ○ SCによるカウンセリング④	○ 3年LHR「職業差別」の実施 ○ いじめ実態調査アンケート いじめ実態の把握と解決策の検討	○ LHRの評価 ○ いじめ実態調査アンケートの分析と共通理解
8月	○ SCによるカウンセリング⑤		○ SCと教育相談係との協議
9月	○ 1・2年生統一LHRで「いじめ問題」を学ぶ ○ 教育相談② ○ SCによるカウンセリング⑥	○ 1・2年生統一LHRで「いじめ問題」の実施 ○ 教育相談の実施	○ 統一LHRの評価・反省 ○ 教育相談のまとめと関係者へのフィードバック
10月	○ SCによるカウンセリング⑦		○ SCと教育相談係との協議
11月	○ 1・2年生統一LHRで「部落差別問題」を学ぶ ○ SCによるカウンセリング⑧ ○ いじめ実態調査④（学校楽しいーと）	○ 人権・同和教育研修会の実施 ○ 1・2年生統一LHRで「部落差別問題」の実施 ○ 不適応状況にある生徒の把握	○ LHRの評価・反省 ○ 学校楽しいーとの分析と共通理解
12月	○ SCによるカウンセリング⑨ ○ いじめ実態調査⑤（アンケート）	○ いじめ実態調査アンケート いじめ実態の把握と解決策の検討	○ SCと教育相談係との協議 ○ いじめ実態調査アンケートの分析と共通理解
1月	○ 教育相談③ ○ SCによるカウンセリング⑩	○ 教育相談の実施	○ 教育相談のまとめと関係者へのフィードバック
2月	○ SCによるカウンセリング⑪⑫	○ 人権・同和教育研修会の実施	○ SCと教育相談係との協議
3月		○ 中学校との情報交換（新入生対応）	○ 要観察生徒の調査と次年度への引き継ぎのまとめ